

(一財) ふくしま建築住宅センター 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 令和3年4月1日

●非住宅建築物、住宅との複合建築物 の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (税込み)

用途区分 ※1	床面積(㎡) ※2	建築確認との併願申請の場合		単独申請の場合	
		モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法
Ⅰ類 ホテル 病院 集会所 等	300㎡未満	86,000円	230,000円	96,000円	250,000円
	300㎡以上～500㎡未満	99,000円	250,000円	110,000円	280,000円
	500㎡以上～1,000㎡未満	111,000円	280,000円	122,000円	310,000円
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	145,000円	330,000円	162,000円	360,000円
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	230,000円	470,000円	260,000円	520,000円
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	310,000円	580,000円	340,000円	640,000円
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	370,000円	680,000円	410,000円	760,000円
	25,000㎡以上～50,000㎡未満	430,000円	780,000円	480,000円	860,000円
	50,000㎡以上	見積もり			
Ⅱ類 事務所 学校 飲食店 等	300㎡未満	60,000円	143,000円	68,000円	158,000円
	300㎡以上～500㎡未満	69,000円	161,000円	78,000円	178,000円
	500㎡以上～1,000㎡未満	77,000円	179,000円	86,000円	198,000円
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	102,000円	230,000円	114,000円	250,000円
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	165,000円	330,000円	184,000円	360,000円
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	220,000円	400,000円	240,000円	450,000円
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	260,000円	480,000円	290,000円	530,000円
	25,000㎡以上～50,000㎡未満	300,000円	550,000円	340,000円	610,000円
	50,000㎡以上	見積もり			
Ⅲ類 工場 倉庫 等	300㎡未満	31,000円	71,000円	34,000円	78,000円
	300㎡以上～500㎡未満	34,000円	80,000円	38,000円	88,000円
	500㎡以上～1,000㎡未満	39,000円	89,000円	44,000円	98,000円
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	50,000円	115,000円	56,000円	128,000円
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	82,000円	164,000円	92,000円	182,000円
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	107,000円	200,000円	120,000円	220,000円
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	130,000円	240,000円	144,000円	270,000円
	25,000㎡以上～50,000㎡未満	151,000円	270,000円	168,000円	300,000円
	50,000㎡以上	見積もり			

※1 用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の適用 下表をご覧ください。

※2 床面積は非住宅部分及び住宅部分との共用部分(非住宅と判断されたもの)の合計(判定対象である外気開放部分を含む。)です。

※3 用途区分が複数となる建築物の料金

建築物の用途区分毎の床面積で当該料金を算出し、これらの合計額(複数用途集計)と、建築物全体の床面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額とを比較し、低額な額とします。

※4 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際に、その対象となる室がない場合は、Ⅲ類の300㎡未満のものとしします。

※5 増改築で既存部分のBEI値にデフォルト値を使用した場合、既存部分の床面積を除いた床面積で料金を算出できます。

デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積で料金を算出します。

※6 計画変更、又は軽微変更該当証明の料金は、計画変更時又は軽微変更該当証明申請時の面積に応じて表の「単独申請の場合」から算出される料金の1/2の額とします。ただし、次の場合は1/2の額とはしません。

- ① 建築基準法の用途の変更、モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更(モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等)など、「計画の根本的な変更」の場合
- ② 直前の判定を当センター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③ ※4が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合

●適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、8,100円(税込み)。

●用途区分 I 類

用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08140	図書館その他これに類するもの
08150	博物館その他これに類するもの
08152	美術館その他これらに類するもの
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
08190	助産所
08192	
08210	児童福祉施設(前二項、保育所及びⅡ類に掲げるものを除く。)
08230	公衆浴場(個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。)
08240	診療所
08250	
08260	病院
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バットニング練習場、体育館又はスポーツ練習場
08380	
08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの
08400	ホテル、旅館
08180	映画スタジオ、テレビスタンド
08530	劇場、映画館、演芸場、観覧場
08560	
08550	公会堂、集会場、展示場
08560	
08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する施設

●用途区分 Ⅲ類

用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08310	公衆便所、休憩所、路線バスの停留所の上屋
08320	建築基準法施行令第130条の4第5項に基づき国土交通大臣が指定する施設
08340	工場(自動車修理工場を除く。)
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08420	畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場
08430	
08500	自動車車庫、自転車駐車場
08510	倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫
08520	
08610	卸売市場
08620	火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

●用途区分 I 類、Ⅱ類、Ⅲ類の表にない用途の場合はご相談ください。

※1: 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの。

※2: 原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。

※3: 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。

●用途区分 Ⅱ類

用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校、義務教育学校
08082	
08090	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
08100	
08110	大学、高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校、幼保連携型認定こども園
08132	
08180	保育所その他これに類するもの
08220	児童福祉施設(入所する者の寝室がないものに限る)
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08410	自動車教習所
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
08450	飲食店(次項に掲げるもの、及び※1を除く。)
08452	食堂、喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗 で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3を除く。)
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
08470	事務所
08570	料理店、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー
08580	
08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3に限る。)

で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2)